

各 位

会 社 名 ナビタス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 辻谷 潤一
(JASDAQ コード番号 6276)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 日沼 徹
(TEL. 072-244-1231)

吸収分割契約締結及び定款の一部変更（事業目的の一部変更）に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 6 月 7 日付「持株会社体制への移行に係る検討開始について」及び、平成 30 年 9 月 13 日付「持株会社体制移行のための子会社（分割準備会社）設立に関するお知らせ」において持株会社体制へ移行する旨を公表いたしましたとおり、平成 30 年 10 月 10 日開催の取締役会において、平成 31 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社の営む装置事業及び商品事業を、当社の 100%子会社であるナビタス装置株式会社及びナビタスインモールドィングソリューションズ株式会社（以下、「分割承継会社 2 社」といいます。）にそれぞれ承継させるための会社分割（以下、「本分割」といいます。）について決議し、本分割に係るそれぞれの吸収分割契約（以下、「本分割契約」といいます。）を締結いたしましたので、下記 I のとおりお知らせいたします。

持株会社体制への移行は、平成 30 年 11 月 28 日開催予定の当社臨時株主総会における承認及び分割承継会社 2 社において必要とされる所管官公庁の許認可等が取得されることを条件といたします。

また、当社は平成 31 年 4 月 1 日付で事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせて変更することを内容とする決議をいたしましたので、下記 II のとおり併せてお知らせいたします。

事業目的の定款の変更は、平成 30 年 11 月 28 日開催予定の当社臨時株主総会における承認決議がなされ、かつ本分割の効力発生を条件としております。

なお、本分割は、当社の 100%子会社への吸収分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

I. 持株会社移行のための会社分割

1. 会社分割の目的

平成 30 年 6 月 7 日付「持株会社体制への移行に係る検討開始について」及び平成 30 年 9 月 13 日付で公表しました「持株会社体制移行のための子会社（分割準備会社）設立に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、昨今の環境下において、当社は、以下の目的を達成し、当社グループのグループガバナンス強化と企業価値の向上を果たすべく、持株会社体制に移行する方針を決定し、本分割を実施することといたしました。

- ① グループ全体の事業最適化
- ② 戦略的意思決定とその迅速化
- ③ 人材の育成
- ④ 経営幹部候補の養成と子会社経営委任
- ⑤ 事業ドメインと事業責任の明確化

2. 会社分割の要旨

(1) 会社分割の日程

取締役会決議日	平成30年10月10日
契約締結日	平成30年10月10日
株主総会決議日	平成30年11月28日(予定)
実施予定日(効力発生日)	平成31年4月1日(予定)

(2) 会社分割の方式

当社を分割会社として、当社の100%子会社であるナビタス装置株式会社及びナビタスインモーディングソリューションズ株式会社をそれぞれ承継会社とする吸収分割です。

(3) 会社分割に係る割当ての内容

本分割に際して、ナビタス装置株式会社は、本分割において承継する権利義務の対価として普通株式11,300株、ナビタスインモーディングソリューションズ株式会社は同様に普通株式5,700株を発行し、それぞれの会社はそのすべてを当社に割当交付します。

(4) 会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 会社分割により増減する資本金

本分割による当社の資本金の額の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

ナビタス装置株式会社は、本分割契約に別段の定めがある場合を除き、本分割により当社が装置事業に関して有する資産、負債その他の権利義務を承継します。ただし、その性質上承継が困難な権利義務等は除きます。

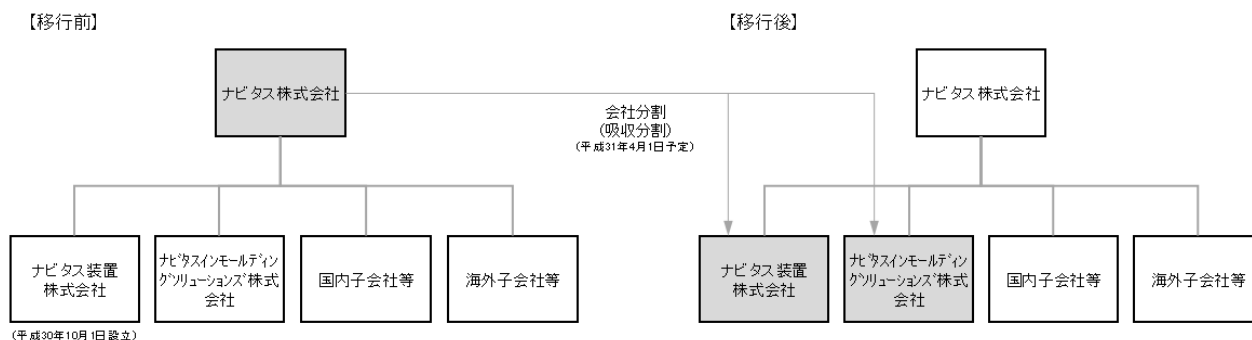
ナビタスインモーディングソリューションズ株式会社は、本分割契約に別段の定めがある場合を除き、本分割により当社が商品事業に関して有する資産、負債その他の権利義務を承継します。ただし、その性質上承継が困難な権利義務を除きます。

なお、分割承継会社2社が承継する債務については、当社による重畳的債務引受の方法によるものとしております。

(7) 債務履行の見込み

当社及び分割承継会社2社は、本分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されておりません。したがって、本分割後における当社及び承継会社2社の債務の履行の見込みについては、問題ないものと判断しております。

(参考) 持株会社体制への移行イメージ



3. 当該分割の当事会社の概要

		分割会社																				
(1) 名 称		ナビタス株式会社																				
(2) 所 在 地		大阪府堺市堺区石津北町9番1号																				
(3) 代表者の役職・氏名		代表取締役社長 辻谷 潤一																				
(4) 事 業 内 容		特殊印刷機とその周辺関連機器及び資材の製造並びに販売																				
(5) 資 本 金		1,075,400千円																				
(6) 設 立 年 月 日		昭和55年1月12日																				
(7) 発 行 済 株 式 数		5,722,500株																				
(8) 決 算 期		3月31日																				
(9) 従 業 員 数		156名(連結)																				
(10)	大株主及び持株比率	<table border="0"> <tr> <td>ナビタス持株会</td> <td>11.18%</td> </tr> <tr> <td>株式会社トービ</td> <td>4.44%</td> </tr> <tr> <td>ツジカワ株式会社</td> <td>3.54%</td> </tr> <tr> <td>日本生命保険相互会社</td> <td>2.70%</td> </tr> <tr> <td>上野 良武</td> <td>2.68%</td> </tr> <tr> <td>株式会社SBI証券</td> <td>2.51%</td> </tr> <tr> <td>ナビタス従業員持株会</td> <td>2.12%</td> </tr> <tr> <td>平木 誠一</td> <td>2.06%</td> </tr> <tr> <td>三菱UFJ信託銀行株式会社</td> <td>1.72%</td> </tr> <tr> <td>日本証券金融株式会社</td> <td>1.64%</td> </tr> </table>	ナビタス持株会	11.18%	株式会社トービ	4.44%	ツジカワ株式会社	3.54%	日本生命保険相互会社	2.70%	上野 良武	2.68%	株式会社SBI証券	2.51%	ナビタス従業員持株会	2.12%	平木 誠一	2.06%	三菱UFJ信託銀行株式会社	1.72%	日本証券金融株式会社	1.64%
ナビタス持株会	11.18%																					
株式会社トービ	4.44%																					
ツジカワ株式会社	3.54%																					
日本生命保険相互会社	2.70%																					
上野 良武	2.68%																					
株式会社SBI証券	2.51%																					
ナビタス従業員持株会	2.12%																					
平木 誠一	2.06%																					
三菱UFJ信託銀行株式会社	1.72%																					
日本証券金融株式会社	1.64%																					
(11)	直近期の経営成績及び財政状態																					
決 算 期		ナビタス株式会社(連結) 平成30年3月期																				
連 結 純 資 産		2,854,027千円																				
連 結 総 資 産		4,404,488千円																				
1株当たり連結純資産		672.55円																				
連 結 売 上 高		4,401,467千円																				
連 結 営 業 利 益		84,266千円																				
連 結 経 常 利 益		105,094千円																				
親会社株主に帰属する 当期純利益		19,949千円																				
1株当たり連結当期純利益		4.66円																				

		承継会社①	承継会社②
(1) 名 称		ナビタス装置株式会社	ナビタスインモールディング ソリューションズ株式会社
(2) 所 在 地		大阪府堺市堺区石津北町9番1号	大阪府堺市西区浜寺石津町東一丁5 番15号
(3) 代表者の役職・氏名		代表取締役社長 辻谷 潤一	代表取締役社長 関口 泰之
(4) 事 業 内 容		本分割前は事業を行っておりませ ん。	特殊印刷機械の関連機器及び関連資 材の製造販売
(5) 資 本 金		20,000千円	20,000千円
(6) 設 立 年 月 日		平成30年10月1日	平成6年10月19日
(7) 発 行 済 株 式 数		400株	400株
(8) 決 算 期		3月31日	3月31日

(9) 従業員数	0名	17名
(10) 大株主及び持株比率	当社 100%	当社 100%
(11) 当事会社間の関係		
資本関係	当社が承継会社の発行済株式数の100%を保有しております。	当社が承継会社の発行済株式数の100%を保有しております。
人的関係	当社の取締役が、代表取締役を兼務しております。	当社の取締役が、代表取締役を兼務しております。
取引関係	営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。	当社と承継会社との間には、営業上の取引関係があります。また、承継会社は当社より施設を賃借しております。
(12) 直近の経営成績及び財政状態		
	ナビタス装置株式会社	ナビタスインモールディングソリューションズ株式会社
	平成30年10月1日現在	平成30年6月30日現在
純資産	20,000千円	555,892千円
総資産	20,000千円	994,004千円
1株当たり純資産	50千円	1,389千円
売上高	—	1,183,877千円
経常利益	—	24,131千円
当期純利益	—	15,618千円
1株当たり当期純利益	—	1,389円

(注) ナビタスインモールディングソリューションズ株式会社の業績は、平成30年3月期に基づいています。

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

承継会社	分割する部門の事業内容
ナビタス装置株式会社	装置事業(a)
ナビタスインモールディングソリューションズ株式会社	商品事業(b)

(2) 分割する部門の経営成績

承継会社	装置事業(a)	商品事業(b)	当社(分割前)(c)	比率(a/c)	比率(b/c)
売上高	952百万円	995百万円	1,947百万円	48.9%	51.1%

(3) 分割する資産、負債の項目及び帳簿価格

ナビタス装置株式会社

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	601百万円	流動負債	21百万円
固定資産	0百万円	固定負債	17百万円
合計	601百万円	合計	38百万円

(注) 上記金額は平成30年6月30日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に分割する資産、負債については、上記金額に本分割効力発生日までの増減を加味した上で確定いたします。

ナビタスインモールディングソリューションズ株式会社

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	310百万円	流動負債	22百万円
固定資産	0百万円	固定負債	5百万円
合計	310百万円	合計	28百万円

(注) 上記金額は平成30年6月30日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に分割する資産、負債については、上記金額に本分割効力発生日までの増減を加味した上で確定いたします。

5. 本会社分割後の状況

分割会社の概要

		分割会社 平成31年4月1日現在(予定)
(1)	名称	ナビタス株式会社
(2)	所在地	大阪府堺市堺区石津北町9番1号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 辻谷 潤一
(4)	事業内容	株式保有によるグループ経営企画・管理、子会社管理業務等
(5)	資本金	100,000千円
(6)	決算期	3月31日

(注) 平成31年2月1日に資本金の額を1,075,400千円から100,000千円とする減資を予定しております。

吸収分割承継会社の概要

		承継会社① 平成31年4月1日現在(予定)	承継会社② 平成31年4月1日現在(予定)
(1)	名称	ナビタス装置株式会社	ナビタスインモールディングソリューションズ株式会社
(2)	所在地	大阪府堺市堺区石津北町9番1号	大阪府堺市西区浜寺石津町東一丁5番15号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 辻谷 潤一	代表取締役社長 関口 泰之
(4)	事業内容	機械装置の製造並びに販売	特殊印刷機械の関連機器及び関連資材の製造販売
(5)	資本金	20,000千円	20,000千円
(6)	決算期	3月31日	3月31日

6. 今後の見通し

承継会社は当社の100%子会社であるため、本分割が当社の連結業績に与える影響は軽微であります。また、当社の単体業績につきましては、本分割後、当社は持株会社となるため、当社の収入は関係会社からの配当収入及び業務委託料収入等が中心となり、また費用は持株会社としてのグループ会社の経営管理を行う機能に係るものが中心となる予定であります。

II. 定款の変更

1. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

持株会社体制への移行に伴い、事業目的を持株会社としての経営管理等に変更するものです。

なお、本定款変更は、平成 30 年 11 月 28 日開催予定の当社臨時株主総会に付議される「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決されること及び本分割の効力が発生することを条件として、本分割の効力発生日（平成 31 年 4 月 1 日予定）に効力が生じるものといたします。

(2) 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

(3) 定款変更の予定日

定款変更の為の臨時株主総会	平成 30 年 11 月 28 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 31 年 4 月 1 日（予定）

定款変更の内容

(下線部分は、変更箇所を示しております)

現行定款	変更定款案
第1条 〈条文省略〉	第1条 〈現行どおり〉
(目的) 第2条 当社は、 <u>次の事業を営むことを目的とする。</u> 1. <u>熱転写機械・印刷機械・合成樹脂加工機械・包装機械・金属加工機械・紙加工機械・食品加工機械・事務用器械・電子制御機器・運動器械・加熱炉の製造並びに販売。</u> 2. <u>前号に関する付帯設備・付属品・部品・副資材の製造並びに販売。</u> 3. <u>不動産経営並びに管理。</u> 4. <u>前各号に付帯・関連する一切の事業。</u> (新設)	(目的) 第2条 当社は、 <u>次の事業を営む会社(外国会社を含む)、組合(外国における組合に相当するものを含む)その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配、管理することを目的とする。</u> (1) <u>熱転写機械・印刷機械・合成樹脂加工機械・包装機械・金属加工機械・紙加工機械・食品加工機械・事務用器械・電子制御機器・運動器械・加熱炉の製造並びに販売。</u> (2) <u>前号に関する付帯設備・付属品・部品・副資材の製造並びに販売。</u> (3) <u>不動産経営並びに管理。</u> (4) <u>前各号に付帯・関連する一切の事業。</u> 2 <u>当社は、前項各号及びこれに附帯又は関連する一切の事業を営むことができる。</u>
第3条～第41条 〈条文省略〉	第3条～第41条 〈現行どおり〉
(新設)	(附 則) <u>第1条 第2条の変更は、平成31年4月1日に効力が発生するものとする。</u> <u>第2条 本附則は、前条に定める定款変更の効力発生後これを削除する。</u>

以 上